豊山町都市計画マスタープラン

全体構想と地域別構想について(その2)

全体構想編							
1 市街地	也整備の方針・・・・・・・・・・・・ 1						
2 景観刑	杉成の方針・・・・・・・・・・・・・ 3						
3 環境共	4生・防災・人にやさしいまちづくりの方針・・・ 5						
4 住民参	参加・地域協働に関する方針・・・・・・・ 6						
地域別構想編							
地域別構想	思の策定方法と地域区分・・・・・・・・ 8						
1 新栄月	小学校区・・・・・・・・・・・・・ 9						
(1)地類	或の現状と課題・・・・・・・・・・・ 9						
(2)地類	或づくりの目標・・・・・・・・・・・ 9						
(3) 地類	或づくりの方針・・・・・・・・・・・ 9 						

(4)	地域づくりの	のアクショ	ョンプラン	 • • • • • 1	Ο
(1) (2) (3)	地域づくりの地域づくりの	と課題・・ の目標・・ の方針・・		 · · · · · · · 1· · · · · · 1· · · · · · 1· · · · · · 1	2 2 2
(1) (2) (3)	地域づくりの地域づくりの	と課題・・ の目標・・ の方針・・		 · · · · · · · 1· · · · · · 1· · · · · · 1· · · · · · 1	5 5 5

全体構想編

全体構想編

1 市街地整備の方針

都市構造の考え方(再掲) ■ 広域交流拠点を、エアポートウォーク名古 屋周辺に集約して配置 ■ 空港と既存産業を核とした、産業振興拠点 ■ 産業立地の受け皿、人口の受け皿 を集約配置 を示す ■ 空港機能を活用した広域防災拠点をつくる ■ 「暮らしやすさ」を都市の形とし ■ 北部市場の特性を活用し、新たな付加価値 て示す も創造し、「食の拠点」として位置づける ■ 北部市場と広域交流拠点を結ぶ「にぎわい ■ 空港とのつながりを都市の形とし の軸」をつくる て示す ■ 幹線道路ネットワークと河川を活用しなが ■ 都市機能をできるだけコンパクト ら「自転車・徒歩」の軸を明確にする に集約する ■ 身近な水と緑を活用して都市内の「うるお ■ 「農」「食」という視点からのまち い」を創出する づくりを表現する ■ 住工の混在、高さの混在のない、暮らしゃ すい市街地環境をつくる ■ 市街化調整区域の農地保全、市街化区域内 の農地の活用

■━━━ : 都市構造の基本的な考え方のうち、当方針に関係する事項

(1)基本的考え方

良好な市街地を計画的に形成するため、公共施設(道路、公園等)の個別整備、土地区画整理事業等の 面的事業の推進や、民間による開発行為の適正な誘導を図ることとする。

- ・ 地区計画制度の活用等により、公共施設(道路、公園等)の整備計画を適正に定める。
- ・ 小規模な土地区画整理事業と、主要な公共施設の整備を一体的に行い、良好な市街地の形成と公共施 設の整備を図る。
- ・ 開発指導要綱の充実により、民間開発行為における宅地、公共施設の整備水準向上を促す。

(2) 市街地整備の方針

■ 既成市街地における市街地整備の方針

集落地を中心とする既成市街地においては、狭あい道路の改善、公園の確保を図るため、以下のよう な市街地整備を図る。

- ・ 「2項道路」の制度を徹底し、狭あい道路の改善を図るとともに、危険箇所の改善により安全な市街 地環境を形成する。
- ・ 市街地内に残る低未利用地の活用により集落地内で不足する公園、広場の確保を図る。

■ 市街化進行地域における住宅市街地整備の方針

市街化区域の(都)空港中央線以北の栄・東川地区、(都)春日井稲沢線以南の冨士・野田・神戸地 区を中心とした、農地等の低未利用地と宅地が混在する地域においては、低未利用地の市街化を促進す る中で、道路、公園等の公共施設の計画的整備により良好な住宅市街地の形成をめざす。

- ・ 主要な生活道路や街区公園等の公共施設については、基本的に個別事業として整備を推進する。
- ・ 集団的な低未利用地において土地区画整理事業(組合施行)を行う場合には、地区の骨格となる道路 や公園整備と一体的に行うなど、事業採算性が確保され、かつ公共施設の整備が効果的に行われるよう な区域設定を促す。
- ・ 民間宅地開発業者による良質な住宅、宅地の供給を促すため、緑化率、最低敷地規模等の点で、町の 開発指導要綱の徹底を図る。

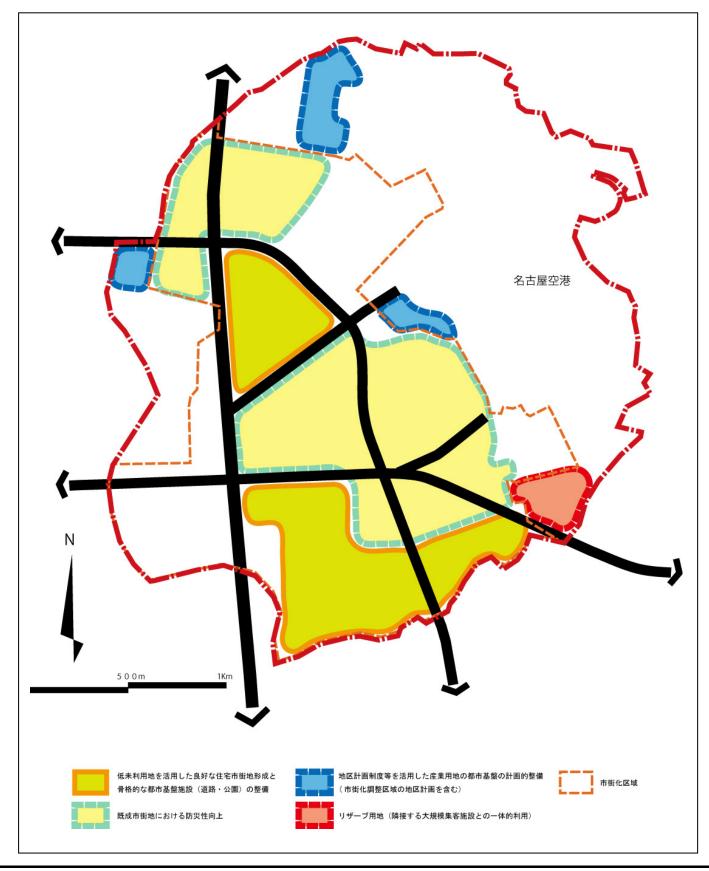
■ 産業系市街地の整備方針

空港や既存航空宇宙産業、大規模集客施設等と一体となった産業立地の受け皿を形成するにあたっては、地区計画制度を活用し、土地利用方針と地区施設(道路等)の整備計画を定めたうえで市街地の整備を図る。

- ・ 市街化調整区域において工業系市街地整備を図る場合には、愛知県の市街化調整区域の地区計画ガイドラインに沿った開発誘導を図る。
- 必要に応じて、産業立地の基盤となるアクセス道路整備を行う。

1

図 市街地整備の方針図



2 景観形成の方針

都市構造の考え方(再掲)

- 産業立地の受け皿、人口の受け皿 を示す
- 「暮らしやすさ」を都市の形として示す
- 空港とのつながりを都市の形として示す
- 都市機能をできるだけコンパクト に集約する
- 「農」「食」という視点からのまち づくりを表現する

- 広域交流拠点を、エアポートウォーク名古 屋周辺に集約して配置
- 空港と既存産業を核とした、産業振興拠点 を集約配置
- 空港機能を活用した広域防災拠点をつくる
- 北部市場の特性を活用し、新たな付加価値 も創造し、「食の拠点」として位置づける
- 北部市場と広域交流拠点を結ぶ「にぎわい の軸」をつくる
- 幹線道路ネットワークと河川を活用しながら「自転車・徒歩」の軸を明確にする
- 身近な水と緑を活用して都市内の「うるまい」を創出する
- 住工の混在、高さの混在のない、暮らし[®] すい市街地環境をつくる
- 市街化調整区域の農地保全、市街化区域P の農地の活用

■━━━ : 都市構造の基本的な考え方のうち、当方針に関係する事項

(1)基本的考え方

本町を特徴づける景観特性としては、下記に挙げるような要素が挙げられる。

【点としての景観要素】

- 空港施設
- エアポートウォーク名古屋
- ・ 大規模な工場・物流施設等

【線としての景観要素】

- ・ 国道 41 号沿道における高架道路とロードサイド商業の景観
- ・ 大山川の水と緑

【面としての景観要素】

・ 既成市街地の静けさと緑のある集落的な景観

- ・ 南部市街地(冨士・野田・下戸地区)を中心とする農地と住宅地が混在した景観
- ・ 市街化調整区域におけるひろがりのある農地の景観

これらの既存の景観特性に加え、今後新たに形成を進めるべき都市景観をも含め、本町の良好な景観を維持、形成することにより、住民や町内就業者にとっての誇りや愛着を生み、また町外からの来訪者にとって 印象に残り、再び訪れたくなるまちづくりをめざす。

- 本町の「顔(特徴)」を明確にする。
- ・ 住宅地においては落ち着いて暮らしやすい景観を保全、形成する。
- ・ 商業地においては個性があり訪れてみたくなる景観を形成する。
- ・ 工業地においては周辺の環境と調和した景観形成をめざす。

(2)景観形成の方針

■ 豊山町の「顔」をつくる

本町の拠点となる施設とその周辺地区において、特徴のある景観を保全、形成することにより、豊山町の「顔」となる景観のポイントをつくる。(空港ターミナル、エアポートウォーク名古屋、北部市場のアプローチ部)

■ 良好な沿道景観をつくる

本町の主要な交通及び土地利用の軸となる道路において、道路緑化、沿道宅地の緑化、屋外広告物規制等により良好な都市景観の軸を形成する。

- ・ 国道 41 号沿道のロードサイド商業業務地における道路緑化、沿道緑化、屋外広告物の規制を図る。
- ・ 都市のにぎわい軸((都)春日井稲沢線、(県)名古屋空港線)における道路緑化、沿道緑化と個性的 な店舗の沿道利用等による「訪れたくなる店構え」の形成を促進する。
- ・ 生活交流軸((都)豊山水分橋線)、沿道商業・業務軸((都)空港中央線)における道路緑化、沿道 緑化による「気持ちよく通れるみちづくり」を促進する。

■ うるおいのある市街地景観をまもり・つくる

【住宅地景観】

- 既存集落地における落ち着いた町並みを構成する建築物、生け垣や敷地内の緑の保全を図る。
- ・ 市街化進行地域における新規住宅立地に際し、敷地内緑化、垣、さく、外構の緑化の推進を図るとと もに、すでに立地している住宅においても軒先の緑化推進などにより緑豊かな住宅地景観を形成する。

【工業地景観】

・ 敷地外周部を中心とした緑化推進により、周辺の住宅地景観や田園景観と調和した工業地景観を形成する。

■ 緑豊かで秩序ある田園景観をまもり・つくる

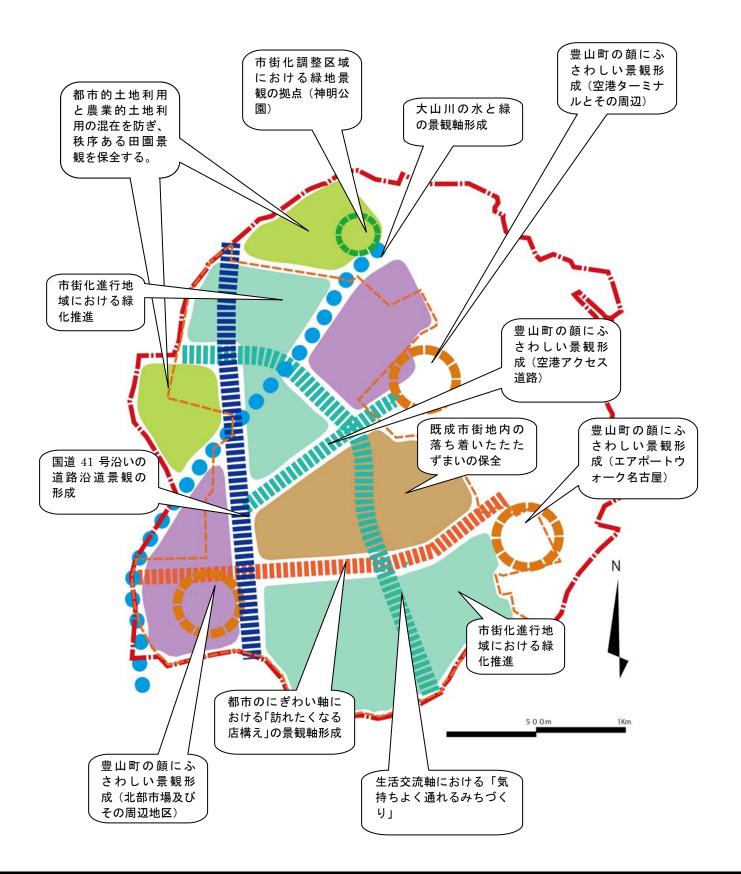
【緑豊かな田園景観】

- ・ 大山川の緑豊かな水辺景観の美化、それに沿った道路、宅地の緑化などにより、水と緑の景観軸を形成する。
- ・ 神明公園の緑化充実により市街化調整区域における緑の拠点を形成する。

【秩序ある田園景観】

- ・ 市街化調整区域において、都市的土地利用を図るべきゾーンと、当面農地として保全すべきゾーンの 区分を明確にする。
- ・ 緑豊かな工業地形成により農地と都市的土地利用の調和が図られた景観形成を図る。

図 景観形成方針図



3 環境共生・防災・人にやさしいまちづくりの方針

都市構造の考え方(再掲) ■ 広域交流拠点を、エアポートウォーク名古 屋周辺に集約して配置 ■ 空港と既存産業を核とした、産業振興拠点 ■ 産業立地の受け皿、人口の受け皿 を集約配置 を示す ■ 空港機能を活用した広域防災拠点をつくる ■「暮らしやすさ」を都市の形とし ■ 北部市場の特性を活用し、新たな付加価値 も創造し、「食の拠点」として位置づける ■ 北部市場と広域交流拠点を結ぶ「にぎわい ■ 空港とのつながりを都市の形とし の軸」をつくる ■ 幹線道路ネットワークと河川を活用しなが ■ 都市機能をできるだけコンパクト っ「自転車・徒歩」の軸を明確にする に集約する ■ 身近な水と緑を活用して都市内の「うるお ■ 「農」「食」という視点からのまち づくりを表現する ■ 住工の混在、高さの混在のない、暮らし* い市街地環境をつくる ■ 市街化調整区域の農地保全、市街化区域内 農地の活用

:都市構造の基本的な考え方のうち、当方針に関係する事項

(1) 基本的考え方

地球規模での環境問題への取組み、超高齢社会の中で全ての住民が暮らし続けられる都市環境が重要とされるなか、本町においては以下のような方針により、安心で安全、快適なまちづくりをめざす。

■ まちづくりのねらい

- ・ 二酸化炭素の発生抑制、吸収機能の増進による低炭素社会の実現、地表温度の上昇抑制、水の循環 の確保などをめざしたまちづくりをめざす。
- 水害、火災に強いまちづくり、また、歩行者、自転車の安全性に配慮したまちづくりをめざす。
- ・ 高齢者や子育て世代などの暮らしやすさに配慮し、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、 憩いや交流の場となるスペースの確保をめざす。

(2) 環境共生のまちづくりの方針

■ 過度に自動車に依存しないまちづくり

・ 公共交通の利便性向上、自転車交通の利便性、安全性向上などにより、過度に自家用車に依存しない まちづくりをめざす。

■ 「涼しいまち」「生きもののいるまち」へ向けたまちづくり

- ・ 公共施設(道路、公園等)や公益的建築物の敷地内、屋上、壁面等の緑化推進、民間開発(住宅地、工業地等)における緑化基準の強化などによる都市の緑化により、地表温度の上昇を防ぎ、また多様な生物が生息できる環境を形成する。
- ・ 市街化進行地域に残存する農地の有効活用(家庭菜園等)や市街化調整区域において当面保全を図る べき農地の維持を図る。

■ 水の循環が保たれたまちづくり

・ 公共施設や民間開発のなかで透水性舗装の普及をめざす。また公益的建築物を中心として雨水の再利 用を進める。

(3)都市防災の方針

■水害に強いまちづくり

- ・ 下水道の整備、地先排水(排水路、道路側溝)の整備推進により、雨水流下機能の向上を図る。
- 各戸の雨水貯留施設整備や透水性舗装の促進により、市街地における雨水流出量の調整を図る。

■地震・火災に強いまちづくり

- ・ 集落地における狭あい道路の改善や公園の確保、市街化進行地域における計画的な道路、公園整備などにより、地震、火災時の避難路、避難場所の確保を図る。
- ・ 特に主要な避難経路となる幹線道路については、沿道宅地の生け垣化の推進などにより、歩道通行の 安全性確保を図る。

■歩行者、自転車にやさしいまちづくり

- ・ 狭あい道路の改善を図るとともに、生活交流軸を始め、地区の骨格となる主要な生活道路において歩道 の確保を図る。
- ・ 自転車と歩行者が安全に共存できるような道路整備を図る。

■防災拠点の整備

・ 地区レベルでの防災物資備蓄のため、まちかど公園や公益施設を活用する。

(4)ひとにやさしいまちづくりの方針

■ バリアフリーのまちづくり

・ 道路、公園や主要な公益的建築物、公共交通(バス停留所とその関連施設)など、多くの住民が利用する空間において、都市基盤施設と建築物を一体としたバリアフリー化をめざす。特に生活交流軸や都市のにぎわい軸等、多くの住民が利用する道路における「ひとにやさしいまちづくり」をめざす。

■ 憩い、交流できるまちづくり

・ まちかどにおける小空間(ポケットパーク)を充実し、徒歩や自転車利用者にとっての憩いの場所、また、近隣住民が交流できるスペースとして活かす。

4 住民参加・地域協働に関する方針

(1)基本的考え方

まちづくりをはじめとして、従来行政が主体となって行われてきた分野において、住民、企業、NPOなどさまざまな主体が協働し、「新たな公」として参加していくことが求められている。ここでは、都市計画マスタープランの実現へ向けて、行政、住民、企業など各主体の役割分担を明らかにしたうえで、特に住民参加に関して、啓発的な取組みを図るとともに、道路、公園等都市基盤施設の整備や維持、管理に際しての参加促進も図っていくこととする。

(2) 行政・住民等の役割分担

本町の「都市づくりの目標」を実現していくためには、住民、企業、行政の三者が主体となって、協働してまちづくりを進めることが求められる。各主体の役割は以下のとおりである。

■ 住民の役割

住民は、都市計画の仕組みや各種制度について知識を深め、規制・誘導の趣旨を理解し、行政と協力しながら、身近なまちづくりに積極的に取り組むことが期待される。

■ 企業の役割

企業は、産業立地の主体として、開発主体として、また、住宅・宅地の供給主体として、本町の土地利用や景観形成に大きな影響を与える存在である。また、公共サービスを支える主体でもあることを認識し、行政と協力しながら良好な都市環境の形成や良質な公共サービスの提供に寄与することが期待される。

■ 行政の役割

行政は、こうした住民や企業の取り組みを支援するとともに、そのための法的な枠組みづくり等を進める。また、都市の骨格を形成するような社会資本の整備を積極的に推進する。

(3) 住民参加の促進方策

■ 生活道路、公園、緑道整備などの計画立案における住民参加

従来の公共事業は、行政が計画から実施までを行うのが一般的とされてきたが、住民の生活に密着した 都市基盤施設の整備にあたっては、住民参加形式による推進をめざす。

生活道路や公園・緑道の整備に際しては、計画段階におけるワークショップ開催など、住民のアイデアを取り入れた計画作成を行う。

■ 道路、公園、河川の維持、美化や農地活用などにおける住民参加

道路、公園、河川等の公共施設や、社寺境内林等民有地ながら住民にとって重要な緑地資源の維持、美化、緑化推進には、管理者である行政のみでなく近隣住民も参加する取組みを支援し、促す。

また、市街化区域内農地の都市的農業としての暫定的な活用、市街化調整区域における農地の維持・保全にあたっては、土地を所有する農家のみならず、多様な主体が参画できる取組みを支援し、促す。

■ 土地活用や適正な土地利用に関する住民の知識向上への取組み

都市計画に定める土地利用のルールに則し、土地の適正かつ有効な活用を進めるため、土地所有者をはじめ、共通の課題をもつ住民が、専門家とともにまちづくりについて学ぶ場を充実する。

地域別構想編

地域別構想編

地域別構想の策定方法と地域区分

(1) 地域別構想の策定方法

地域別構想は、全体構想における都市構造上の位置付けや土地利用、主要な都市施設に係る基本方針をはじめ、まちづくりの基本的な方針を踏まえつつ、地域ごとに異なる特性や課題に対応し、地域レベルのまちづくりの方針を定めるものである。

地域別構想の策定に先立ち、地域にお住まいの方々で構成される「地域別懇談会」において、住民の視点からみた地域の問題点、また、魅力やまちづくり資源を発掘するとともに、地域の将来像やまちづくりの方針を策定する上において必要となる"まちづくりアイデア"の抽出を行った。

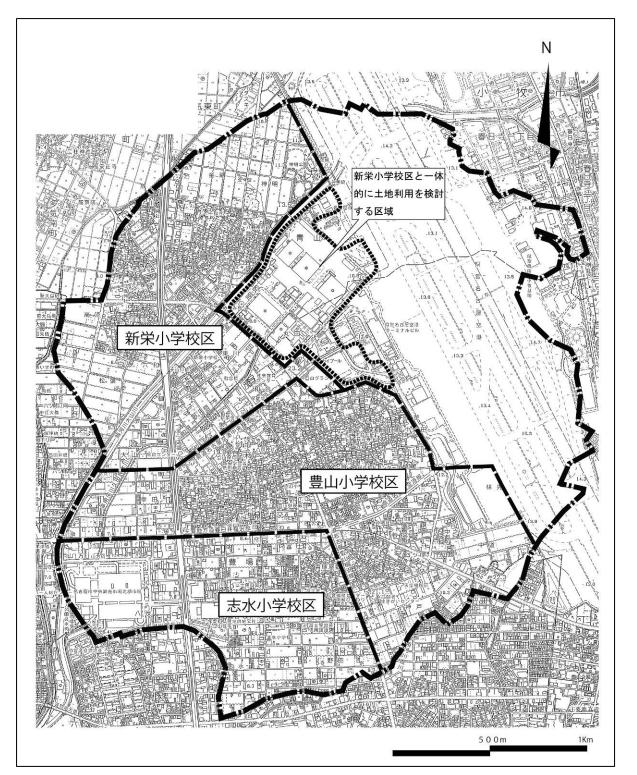
地域別構想は、この「地域別懇談会」における提案内容も勘案のうえ、地域の問題、課題を整理し、地域づくりの目標と方針を定めた。

さらに、こうして定めた地域づくりの目標のうち、特に各地域がもつ重点的に取り組むべき課題に対応し、また、地域の個性を活かしたまちづくりの取組みとして重要と思われる事項、地域別懇談会において住民のアイデアとして示された事項等を勘案し、「地域づくりのアクションプラン」(行政、住民、企業が協働し、その実現へ向けて重点的に取り組むまちづくり施策)として示す。

(2) 地域区分

地域区分は、都市の生い立ちや市街地の形成過程等、その地域が形成されるに至った歴史的な背景を重視しつつ、現在の基礎的な生活圏を単位とすることとする。このため、小学校区を基本として本町を3つの地域に区分するが、新栄小学校区については、これに隣接する三菱重工業用地及び名古屋空港用地の一部を含め、一体的にまちづくりの方針を定める。

図 地域区分図



1 新栄小学校区

(1)地域の現状と課題

地域の現状や、全体構想における本地域の位置づけを踏まえると、以下のような課題が挙げられる。

■ (都)空港中央線沿道の有効活用による業務系土地利用の軸づくり

全体構想において(都)空港中央線沿道は、空港関連産業をはじめ、地域の産業基盤となるべき業務系土地利用軸と位置づけられているが、低未利用地が多くみられ、有効利用が進んでいない。このため、同路線沿道の有効活用による業務系土地利用の軸づくりが課題である。

■ 住宅地としての良好な市街地形成の誘導

栄・東川地区においては、低未利用地と住宅の混在がみられる。また、隣接する工業地関連の駐車場利用も多くみられることから、産業関連の土地利用を図るべき区域と、住宅地として土地利用を図るべき区域を明確にしたうえで、良好な住宅市街地の形成を誘導していくことが課題である。

- 市街化調整区域の秩序ある土地利用
- 空港、既存航空機産業等と一体となった産業立地の誘導

金剛・神明地区の市街化調整区域の農地において、スプロール的に住宅、倉庫等の立地が進んでいる。 このため、農地として保全すべき区域と都市的土地利用を図るべき区域を明確にし、秩序ある土地利用 を図ることが課題である。また、都市的土地利用としては、空港、既存航空機産業等と一体となった、 地域の経済振興の拠点となるべき産業立地を図ることが課題である。

■ コミュニティ拠点の形成

役場、豊山グラウンド、社会教育センターなど住民生活の中心となる公共施設を活かし、住民のコミュニティの中心となる拠点機能を維持、強化していくことが課題である。

■ 身近な緑の充実と河川を活用したネットワーク形成

大規模な公園として神明公園があるのみで、公園の不足がみられる一方、主要な緑の資源として八剱神社の境内林等がある。こうした既存の緑の活用とともに、公園不足地域における公園整備が課題となる。また、当地域の特色である大山川の活用などにより、自転車・歩行者ネットワークの形成を図ることが課題である。

(2)地域づくりの目標

地域の現状と課題を踏まえ、新栄小学校区の地域づくりの目標を以下のとおり定める。

《航空機産業、暮らしやすい市街地環境と、広がりのある農地が共存するまちづくり》

- 空港、既存産業を活かした航空機産業の立地拠点づくり
- 栄・東川地区をはじめ、低未利用地と住宅の混在地における暮らしやすい住宅地づくり
- コミュニティ拠点、公園緑地、河川がネットワークするまちづくり
- 農地と都市的土地利用が健全に共存するまちづくり

(3)地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

ア)市街化区域

- ・ 既成市街地においては、低層戸建住宅を主体とした落ち着きのある土地利用を保全する。
- ・ 栄・東川地区等、農地等低未利用地と住宅が混在する地区においては、工業地関連の駐車場等と の土地利用区分を明確にしたうえで、住宅を主体とした良好な市街地形成を図る。
- ・ 国道 41 号沿道地区は、ロードサイド型の商業、サービス施設と住宅が健全に共存する土地利用とする。
- ・ (都)空港中央線沿道においては、低未利用地の有効利用を促進し、航空産業、空港機能に関連 する業務施設の立地の受け皿とする。
- ・ 役場、社会教育センター、豊山グラウンド等の公益施設が集中して立地する地区は、住民のコミュニティ活動の拠点として位置づけ、町のシンボル的な地区にふさわしい景観形成など、地区の「顔」づくりに努める。

・ 幸田・大山地区においては、市場関連の流通業務施設を中心とした土地利用とする。

イ)市街化調整区域

- ・ 高添地区の(都)豊山西春線南側地区においては、道路交通の利便性を活かした工業、流通系土 地利用、また、生活交流軸により町内各地域と結ばれる立地特性を活かし、公益的土地利用を図る。
- ・ 上記以外の市街化調整区域においては、農地の保全を図る。

2) 地区道路・交通体系の方針

- ・ 生活交流軸として位置づける(都)豊山水分橋線や、都市の顔である空港へのアクセス道路である (都)空港中央線については、自転車、歩行者の安全性、快適性を重視した道路として、現況幅員の 範囲内で必要な改善を検討していく。
- ・ 神明地区における新たな先端産業の立地を支える基盤として、本町側と小牧市側の両方からアプローチする骨格的道路を整備することにより、工業関連の自動車交通の円滑な処理を行い、周辺地区における交通の安全性を確保する。大山川に沿った骨格的道路整備にあたっては、歩行者・自転車ネットワークとしての位置づけも考慮のうえ整備を行う。

3) 水と緑の方針

- ・ 本地域の中央部を縦断する大山川は、町のシンボル的な水と緑の軸であり、生活交流軸である(都) 豊山水分橋線と一体的に、神明公園へのアクセスルートともなることから、水辺空間の維持、改善と ともに、歩行者・自転車道路としての整備、川に沿った宅地の緑化推進などにより、安全で快適に利 用できるみちづくりを推進する。
- ・ 市街化区域内において、低未利用地を活用したまちかど公園(街区公園程度の規模)の整備を推進する。
- ・ 八剱神社、千松寺など、地域の特徴を形づくる樹林地の保全や、公園的活用を図る。

(4) 地域づくりのアクションプラン

■ 企業立地促進

航空産業、空港機能に関連した企業を中心として、行政は企業誘致に努めるとともに、都市基盤施設の整備、計画的な土地利用が図られるよう必要な対策を講ずる。地権者をはじめ住民は、土地有効活用の知識向上を図る。また、立地企業は、周辺の市街地環境や田園環境と調和した良好な工業系市街地が形成されるよう努める。

■ 栄・東川地区における市街化促進とまちかど公園整備

栄・東川地区は、住宅と農地が混在し、また、航空関連産業の駐車場用地としても利用されていることから、住宅地として良好な市街化を促進すべき区域を明確にしたうえ、まちかど公園の整備と一体的に、住宅地形成を図る。

なお、その整備手法としては、公園の単独整備、優良な民間開発の誘導を図るほか、地区の合意形成のうえで、公園整備と面的な市街地形成を一体的に行うべく、土地区画整理事業の可能性も検討していく。

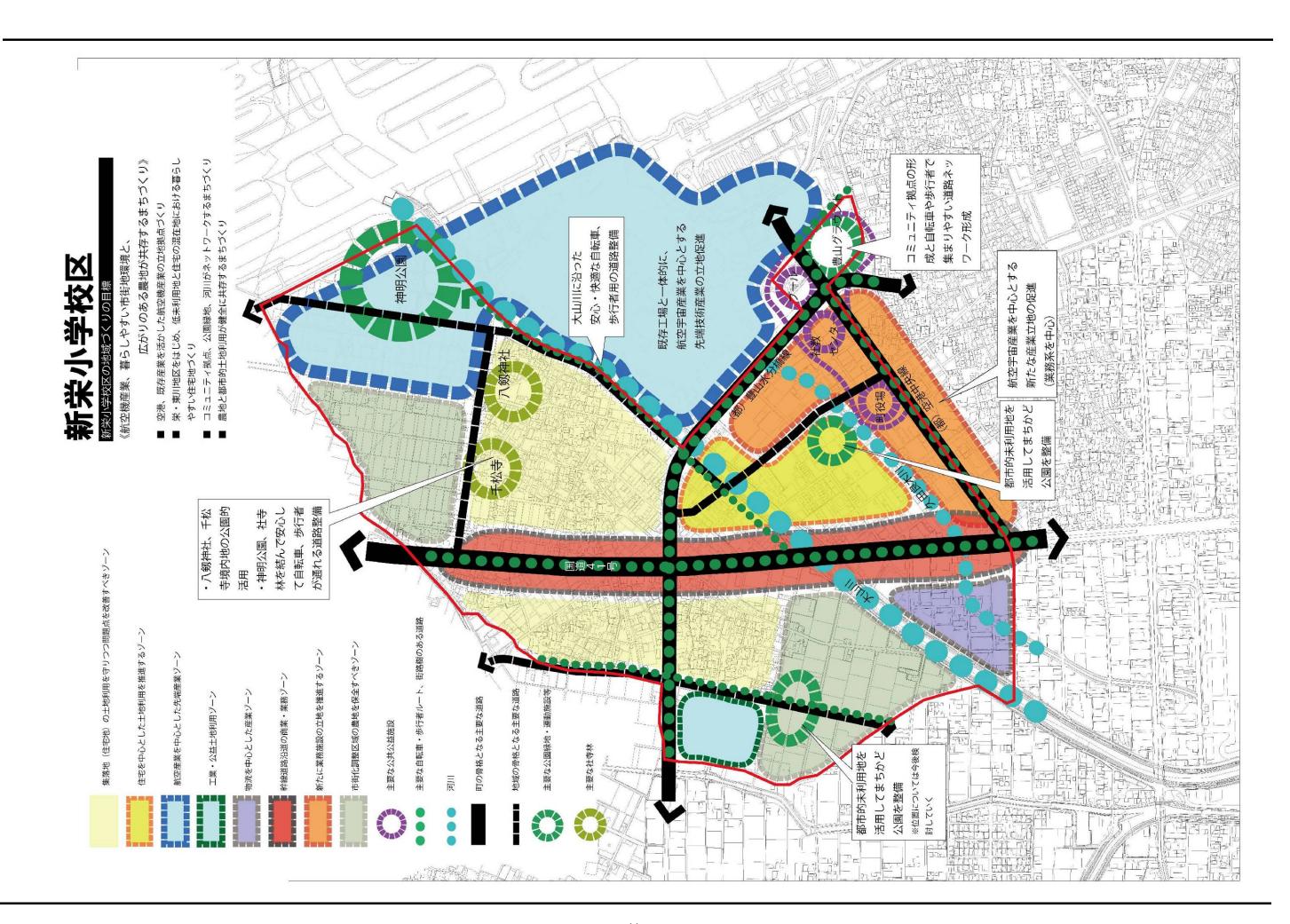
■ 国道41号西側地区におけるまちかど公園整備

国道 41 号西側地区において住民の日常的に利用できるオープンスペースを確保するため、地区内の 低未利用地を活用し、まちかど公園の整備を図る。

■ 水と緑の軸づくり

自動車交通軸としての機能と適切に共存しつつ、大山川に沿った歩行者・自転車系道路の整備を図る。 また、整備済の緑道の適切な管理により、気持ちよく使える緑道を維持する。

一方、これと一体的なネットワークとして、生活交流軸である(都)豊山水分橋線において歩行者・ 自転車の安全で快適な通行環境を確保するため、安全対策、沿道の緑化推進等を図る。



2 豊山小学校区

(1)地域の現状と課題

地域の現状や、全体構想における本地域の位置づけを踏まえると、以下のような課題が挙げられる。

・ エアポートウォーク名古屋を中心とした広域交流機能の増進

地域東部に大規模集客施設エアポートウォーク名古屋が立地している。広域から多くの人が集まるこの 施設の特性を活かし、単に買い物をするのみでなく、さまざまな交流を促す拠点としての機能を育成して いくことが課題である。

- ・ 伊勢山交差点周辺における日常生活に密着した地域商業拠点の形成
- ・ (都)春日井稲沢線沿道における「都市のにぎわい軸」の形成
- ・ (都)豊山水分橋線の「生活交流軸」の形成

(都)春日井稲沢線沿道や伊勢山交差点周辺には商業立地がみられ、日常生活に密着した商業地としての役割を充実していくことが課題である。また、全体構想における位置づけを受け、(都)春日井稲沢線沿道における「都市のにぎわい軸」の形成、(都)豊山水分橋線の「生活交流軸」の形成が課題となる。

・ 集落地域における安全で快適な市街地環境の維持・増進

市街地の中心的な区域は昔からの住宅地であり、落ち着いた居住環境が確保されている半面、狭あい道路が多く、公園も不足しているが、八所神社、常安寺など社寺境内が貴重な緑地資源となっている。こうしたことから、落ち着きのある居住環境を残しつつ、防災性の向上を図ることが課題である。

・ 分散する低未利用地の活用による良好な住宅地整備と公園整備

神戸地区には住宅地と農地の混在地が広がっており、公園整備を図りつつ良好な住宅地として市街化を促進することが課題である。

(2)地域づくりの目標

地域の現状と課題を踏まえ、豊山小学校区の地域づくりの目標を以下のとおり定める。

《にぎわい・交流の軸と拠点があるまちづくり》

- エアポートウォーク名古屋、伊勢山交差点周辺の地域商業拠点、役場周辺のコミュニティ拠点を生活交流軸でつなぐことにより、住民や買い物客が多く集まり、交流ができるまちづくり
- 国道 41 号からの玄関口にふさわしい(都)春日井稲沢線、(県)名古屋空港線の「都市のにぎわい軸」づくり
- 低未利用地の宅地化促進による暮らしやすい住宅地づくり
- 昔懐かしい集落のたたずまいを残しながら安心・安全が確保されたまちづくり

(3)地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

ア)市街化区域

- ・ 既成市街地においては、低層戸建住宅を主体とした落ち着きのある土地利用を保全する。
- ・ 神戸地区等、住宅と農地等低未利用地が混在する地区においては、住宅を主体とした良好な市街 地形成を図る。
- ・ 国道 41 号沿道地区は、ロードサイド型の商業、サービス施設と住宅が健全に共存する土地利用とする。
- ・ (都)春日井稲沢線、(県)名古屋空港線の沿道においては、都市のにぎわい軸にふさわしい商業 立地、景観形成を図る。
- ・ (都)空港中央線沿道においては、低未利用地の有効利用を促進し、航空産業、空港機能に関連 する業務施設の立地の受け皿とする。
- ・ 役場、社会教育センター、豊山グラウンド等の公益的施設が集中して立地する地区は、住民のコミュニティ活動の拠点として位置づけ、町のシンボル的な地区にふさわしい景観形成など、地区の「顔」づくりに努める。

イ)市街化調整区域

北部市場隣接地区においては、市場関連の流通業務施設を中心とした土地利用とする。

2) 地区道路・交通体系の方針

・ 生活交流軸として位置づける(都)豊山水分橋線や、都市のにぎわい軸となる(都)春日井稲沢線、 (県)名古屋空港線、また、都市の顔である空港アクセス道路と位置づけられる(都)空港中央線に ついては、自転車、歩行者の安全性、快適性を重視した道路として、現況幅員の範囲内で必要な改善を検討する。

・ エアポートウォーク名古屋と住宅地、コミュニティ拠点を結ぶ道路を地区の主要生活道路とし、空港に沿った桜並木等の景観上の特色も活かしつつ、自転車、歩行者の安全確保を図る。

3) 水と緑の方針

- ・ 神戸地区において、低未利用地を活用したまちかど公園(街区公園程度の規模)の整備を推進する。 また、まとまった規模の公園整備が困難な既成市街地においては、空地等を活用した児童遊園の維持、 充実に努める。
- ・ 八所神社、常安寺など、地域の特徴を形づくる樹林地の保全や、公園的活用を図る。

(4) 地域づくりのアクションプラン

■ 神戸地区における市街化促進とまちかど公園整備

神戸地区は、住宅と農地が混在していることから、まちかど公園の整備と一体的な住宅地形成を図る。 なお、その整備手法としては、公園の単独整備、優良な民間開発の誘導を図るほか、地区の合意形成 のうえ、主要生活道路や公園整備と面的な市街地形成を一体的に行うべく、土地区画整理事業の可能性 も検討していく。

- 伊勢山交差点周辺地区における「自転車・徒歩で利用しやすい商業地」づくり
- (都)春日井稲沢線沿道における「都市のにぎわい軸」づくり

(都)春日井稲沢線、(県)名古屋空港線沿道地区において、都市のにぎわい軸にふさわしい商業地の形成を図る。

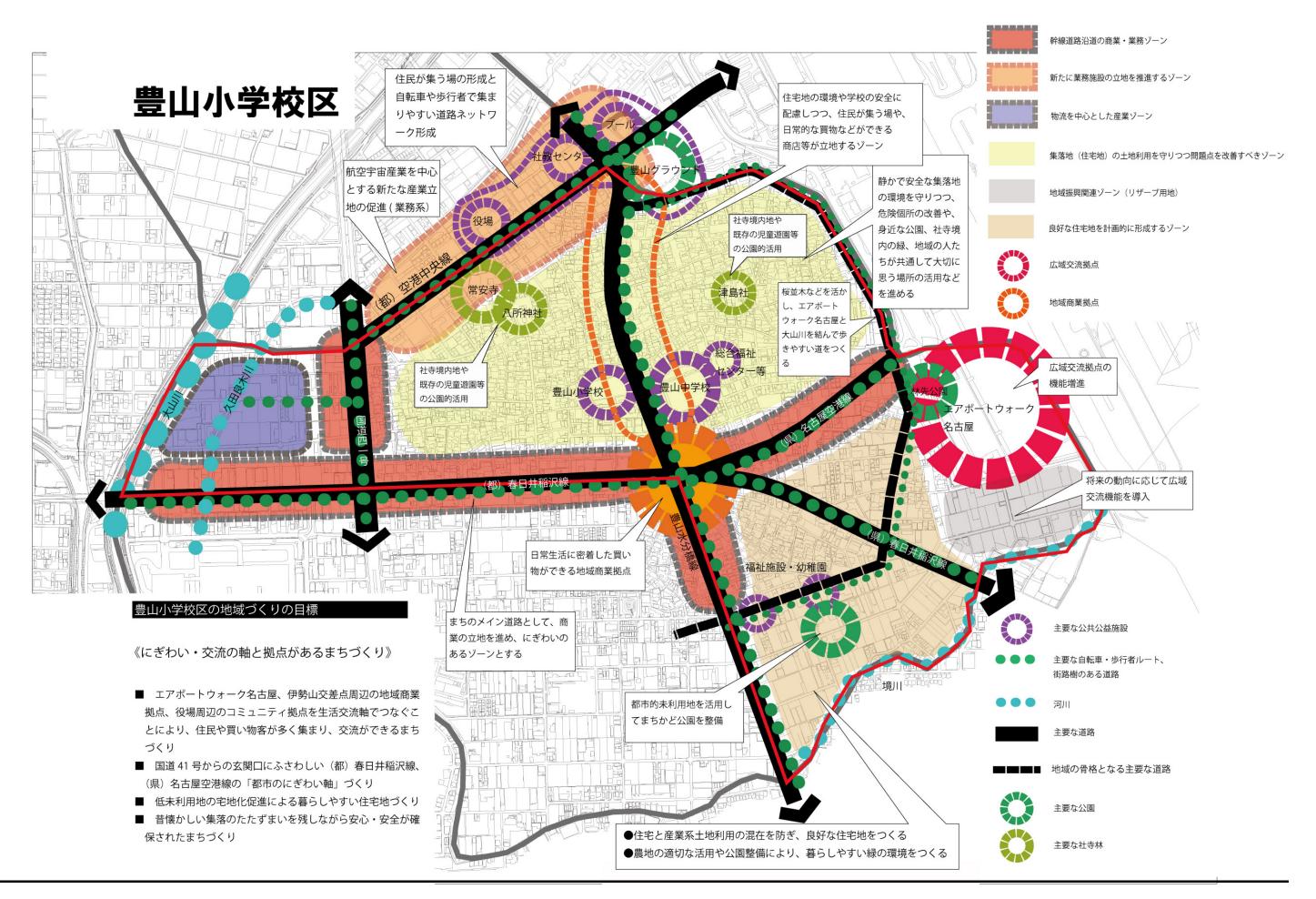
特に(都)豊山水分橋線と交差する伊勢山交差点周辺においては、日常生活に密着した商業施設の立 地促進を図るとともに、自転車で買い物に集まりやすい商業地、公共交通(バス)を利用しやすい商業 地づくりをめざす。

■ (都)豊山水分橋線の「安全・快適なみちづくり」

生活交流軸である(都)豊山水分橋線の歩行者・自転車通行環境を確保するため、安全対策、沿道の 緑化推進等を図る。

■ 既成市街地内の安心して歩いて楽しめるまちづくり

(都)豊山水分橋線沿道のみでなく、既成市街地の集落内における落ち着いた町並みや、住民にとっての共有資産といえる貴重な古い建築物の保全や有効活用、社寺境内林や児童遊園の緑の保全など、緑や景観面での特徴を活かしたうえ、狭あい道路の解消などにより安全性も確保したまちづくりを進める。



3 志水小学校区

(1)地域の現状と課題

地域の現状や、全体構想における本地域の位置づけを踏まえると、以下のような課題が挙げられる。

- ・ (都)春日井稲沢線沿道における「都市のにぎわい軸」の形成
- ・ 伊勢山交差点周辺における日常生活に密着した地域商業拠点の形成
- ・ 北部市場の「食の流通拠点」としての有効活用
- (都)春日井稲沢線沿道や伊勢山交差点周辺には商業集積がみられる。また、北部市場周辺((都)春日井稲沢線沿道等)に飲食店が立地するが、にぎわいを形成するには至っていない。こうしたことから、伊勢山交差点周辺を中心として、日常生活に密着した商業地としての役割を充実していくことが課題である。また、全体構想における位置づけを受け、北部市場を「食の流通拠点」として有効活用しつつ、(都)春日井稲沢線沿道における「都市のにぎわい軸」の形成が課題となる。
- ・ 市街化進行地域における快適で安全な住宅地の形成
- ・ 住工の土地利用混在の解消

富士・野田・下戸地区は、農地のなかで宅地化がスプロール的に進んでおり、戸建住宅地とマンションの混在化も進んでいる。また、国道 41 号沿道を中心としたロードサイド、工業、物流系の土地利用のにじみだしにより、こうした土地利用と住居系土地利用の混在が生じていることから、土地利用混在を解消しつつ、快適、安全で質の高い住宅市街地の形成を誘導することが課題である。

(2)地域づくりの目標

地域の現状と課題を踏まえ、志水小学校区の地域づくりの目標を以下のとおり定める。

《身近な土と緑がある、暮らしやすいまちづくり》

- 住工の混在を防ぎ、緑や農地と住まいが共存する住宅市街地の形成
- 伊勢山交差点周辺の地域商業拠点において住民や買い物客が多く集まり、交流ができるまちづくり
- 国道41号からの玄関口にふさわしい(都)春日井稲沢線沿道の「都市のにぎわい軸」づくり
- 低未利用地の宅地化促進による、身近な土の緑のある暮らしやすい住宅地づくり

(3)地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- ・ 住宅と農地等低未利用地が混在する地区においては、住宅を主体とした良好な市街地形成を図る。 また、国道 41 号に近接した地区においては、住宅と工業、物流施設の混在解消、防止に努める。
- 国道 41 号沿道地区は、ロードサイド型の商業、サービス施設等を中心とした土地利用とする。
- ・ 北部市場およびその周辺地区においては、流通業務機能のみでなく、食に関連して一般住民も利用できる商業、飲食店等の立地を促進し、特に(都)春日井稲沢線の沿道においては、都市のにぎわい軸にふさわしい商業立地、景観形成を図る。
- 伊勢山交差点周辺においては、日常生活に密着した地域商業拠点の形成を図る。

2) 地区道路・交通体系の方針

- ・ 生活交流軸として位置づける(都)豊山水分橋線や、都市のにぎわい軸となる(都)春日井稲沢線 については、自転車、歩行者の安全性、快適性を重視した道路として、必要な改善を検討する。
- ・ 地域中央において、東西方向、南北方向に主要生活道路の整備改善を行い、自転車、歩行者の安全 確保を図る。

3) 水と緑の方針

- ・ 低未利用地を活用したまちかど公園(街区公園程度の規模)の整備を推進する。また、まとまった 規模の公園整備が困難な地区においては、空地等を活用した児童遊園の維持、充実に努める。
- ・ 冨士社など、地域の特徴を形づくる樹林地の保全や公園的活用を図る。

(4) 地域づくりのアクションプラン

■ 良好な住宅市街地の計画的な形成とまちかど公園整備による「農のあるまちづくり」

冨士・野田・下戸地区は、低未利用地(農地等)の市街化促進、農地を活用したまちかど公園の整備を一体的に進め、良好な住宅地形成を図ることとする。その整備手法としては、公園の単独整備、優良な民間開発の誘導を図るほか、地区の合意形成のうえ、主要生活道路や公園整備と面的な市街地形成を一体的に行うべく、土地区画整理事業の可能性も検討していく。

また、過密な市街化を防止し、地域の特色を活かした「農のあるまちづくり」のため、まちかど公園と一体的に農地保全を図るほか、残存する農地を身近な土と緑として残し、都市的な農業での利用促進を図る取組みなどを支援していく。

- 伊勢山交差点周辺における「自転車・徒歩で利用しやすい商業地」づくり
- (都)春日井稲沢線沿道における「都市のにぎわい軸」づくり
 - (都)春日井稲沢線沿道において、都市のにぎわい軸にふさわしい商業地の形成を図る。

特に(都)豊山水分橋線と交差する伊勢山交差点周辺においては、日常生活に密着した商業施設の立地促進を図るとともに、自転車で買い物に集まりやすい商業地、公共交通(バス)を利用しやすい商業地づくりをめざす。

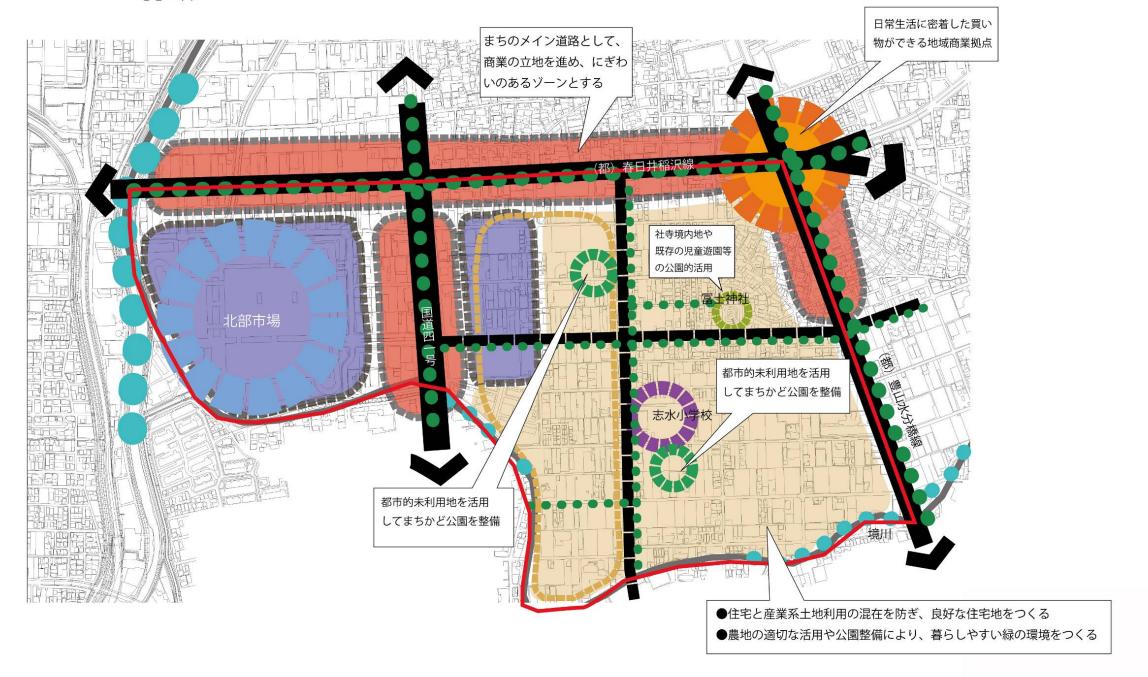
■ (都)豊山水分橋線の「安全・快適なみちづくり」

生活交流軸である(都)豊山水分橋線の歩行者・自転車通行環境を確保するため、安全対策、沿道の 緑化推進等を図る。

志水小学校区の地域づくりの目標

《身近な土と緑がある、暮らしやすいまちづくり》

- 住工の混在を防ぎ、緑や農地と住まいが共存する住宅市街地の形成
- 伊勢山交差点周辺の地域商業拠点において住民や買い物客が多く集まり、交流ができるまちづくり
- 国道 41 号からの玄関口にふさわしい(都)春日井稲沢線沿道の「都市のにぎわい軸」づくり
- 低未利用地の宅地化促進による、身近な土の緑のある暮らしやすい住宅地づくり



志水小学校区

